

資料 1

愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康
保険条例の一部改正(案)について

愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例 の一部改正の概要

第1 改正の概要

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布（平成29年10月12日）に伴い一部改正を行う。

第2 改正の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴い一部改正を行う。

第3 改正の内容

○愛西市国民健康保険支払準備基金条例

- 1 （設置）第1条中、「の保険給付費」を削る。
- 2 （処分）第7条中、「経済事情の変動、災害の発生その他の理由により保険給付費に要する経費」を「国民健康保険事業の実施に必要な財源」に、「埋める」を「補う」に改める。

○愛西市国民健康保険条例

- 1 「愛西市が行う国民健康保険」の後に「の事務」を加える。
- 2 「国民健康保険運営協議会」を「愛西市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改正する。

第4 施行期日

平成30年4月1日

案

議案第 号

愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険
条例の一部改正について

愛西市国民健康保険支払準備基金条例（平成17年愛西市条例第67号）
及び愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を
改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険 条例の一部を改正する条例

(愛西市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正)

第1条 愛西市国民健康保険支払準備基金条例（平成17年愛西市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の保険給付費」を削る。

第7条中「経済事情の変動、災害の発生その他の理由により保険給付費に要する」を「国民健康保険事業の実施に必要な」に、「埋める」を「補う」に改める。

(愛西市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を次のように改正する。

目次中「愛西市が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 愛西市が行う国民健康保険」を「第1章 愛西市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正)

- 2 愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年愛西市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

愛西市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険事業を円滑に運営するため、愛西市国民健康保険支払準備基金（以下、「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、<u>国民健康保険事業の実施に必要な経費に不足を生じた場合において、その不足額を補うための財源に</u>充てるときに限り、これを処分することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険事業の<u>保険給付費</u>を円滑に運営するため、愛西市国民健康保険支払準備基金（以下、「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、<u>経済事情の変動、災害の発生その他の理由により保険給付費に要する経費に不足を生じた場合において、その不足額を埋めるための財源に</u>充てるときに限り、これを処分することができる。</p>

愛西市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 <u>愛西市が行う国民健康保険の事務</u>（第1条）</p> <p>第2章 <u>愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> （第2条・第3条）</p> <p> 第1章 <u>愛西市が行う国民健康保険の事務</u> （<u>愛西市が行う国民健康保険の事務</u>）</p> <p>第1条 <u>愛西市が行う国民健康保険の事務</u>については、法令の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p> 第2章 <u>愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> 会 （<u>愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数</u>）</p> <p>第2条 <u>愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p> (1)～(3) 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 <u>愛西市が行う国民健康保険</u>（第1条）</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>（第2条・第3条）</p> <p> 第1章 <u>愛西市が行う国民健康保険</u> （<u>愛西市が行う国民健康保険</u>）</p> <p>第1条 <u>愛西市が行う国民健康保険</u>については、法令の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p> 第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> （<u>国民健康保険運営協議会の委員の定数</u>）</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p> (1)～(3) 略</p>

愛西市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 <u>愛西市が行う国民健康保険の事務</u>（第1条）</p> <p>第2章 <u>愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> （第2条・第3条）</p> <p> 第1章 <u>愛西市が行う国民健康保険の事務</u> （愛西市が行う国民健康保険の事務）</p> <p>第1条 <u>愛西市が行う国民健康保険の事務</u>については、法令の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p> 第2章 <u>愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> （愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）</p> <p>第2条 <u>愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p> (1)～(3) 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 愛西市が行う国民健康保険（第1条）</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>（第2条・第3条）</p> <p> 第1章 <u>愛西市が行う国民健康保険</u> （愛西市が行う国民健康保険）</p> <p>第1条 愛西市が行う国民健康保険については、法令の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p> 第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> （国民健康保険運営協議会の委員の定数）</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p> (1)～(3) 略</p>

愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第2項関係）

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
教育委員会の項からスポーツ推進委員の項まで	略	教育委員会の項からスポーツ推進委員の項まで	略
特別職報酬等審議会	会長（委員長） 日額 6,800 円	特別職報酬等審議会	会長（委員長） 日額 6,800 円
総代連絡調整会議	委員 日額 6,500 円	総代連絡調整会議	委員 日額 6,500 円
情報公開審査会		情報公開審査会	
行政不服審査会		行政不服審査会	
国民保護協議会		国民保護協議会	
総合計画審議会		総合計画審議会	
行政改革推進委員会		行政改革推進委員会	
民生委員推薦会		民生委員推薦会	
国民健康保険事業の 運営に関する協議会		国民健康保険運営協 議会	
防災会議		防災会議	
都市計画審議会		都市計画審議会	
学校給食運営委員会		学校給食運営委員会	
青少年問題協議会		青少年問題協議会	
文化財保護審議会		文化財保護審議会	

図書館協議会		図書館協議会	
国民健康保険八開診療所顧問医師の項以下 略		国民健康保険八開診療所顧問医師の項以下 略	